

石運輸第68号
令和8年5月18日

旅客自動車運送事業者代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上
促進事業（自動車））に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局自動車交通部長から通知がありましたので了知願います。

北信交旅第66号
令和8年4月27日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上
促進事業（自動車））に関する運用方針の改正について

標記について、物流・自動車局旅客課長から別添（令和8年4月24日付け
国自旅第20号）のとおり通達があったので、関係自治体及び関係事業者
に周知を図るとともに、事務処理上、遺漏のないよう取り計らい願います。

国自旅第20号
令和8年4月24日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上
促進事業（自動車））に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））
に関する運用方針

	平成28年6月15日	国自旅第 55号
改正	令和 元年5月 7日	国自旅第 35号
改正	令和 2年7月31日	国自旅第151号
改正	令和 2年9月30日	国自旅第222号
改正	令和 3年4月 1日	国自旅第520号
改正	令和 4年4月27日	国自旅第 40号
改正	令和 5年7月19日	国自旅第100号
改正	令和 5年8月17日	国自旅第139号
改正	令和 6年6月19日	国自旅第104号
改正	令和 7年4月21日	国自旅第 26号
改正	令和 8年4月24日	国自旅第 20号

地域における受入環境整備促進事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領」（令和8年4月16日国自旅第5号他。以下「交付要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱」（令和8年4月16日国自旅第5号他。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満	: 1, 340万円
7m以上9m未満	: 1, 540万円

9m以上 : 1, 880万円

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ただし、寒冷地仕様のノンステップバスにおいては、1両あたりの補助限度額160万円とする。

また、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車には1両当たりの補助限度額140万円については、適用しないものとする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱い

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した基準値引率は15.35%とする。

ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の補助対象経費の算定には、基準値引率は適用しないものとする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、交付要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・ 運賃箱
- ・ 両替機
- ・ 整理券発行機
- ・ カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・ 運賃表示器
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器
- ・ 放送装置
- ・ 集中操作盤
- ・ バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・ 乗降中表示灯
- ・ 通路セフティランプ

- ・ 間接確認装置
- ・ 急停車注意灯
- ・ ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・ 側・後窓着色ガラス
- ・ 100Vコンセント又はUSB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】 タクシー車両関係

(1) ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額（レベル1は60万円、レベル準1は40万円）を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

(2) ジャンボタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするジャンボタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

【1】 令和7年度補正予算を財源とする補助事業については、令和8年4月16日以降に着手（発注・契約）されたものを交付決定の対象とする。よって、令和8年4月16日より前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】 ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H30.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施しているもの。

※上記イ）、ロ）の条件は、原則として交付申請時までに充足する必要がある（ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること）。補助金の交付申請をする者は、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針（平成28年6月15日付国自旅第55号）の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
平成28年6月15日 国自旅第 55号	平成28年6月15日 国自旅第 55号
改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 35号	改正 令和 元年5月 7日 国自旅第 35号
改正 令和 2年7月31日 国自旅第151号	改正 令和 2年7月31日 国自旅第151号
改正 令和 2年9月30日 国自旅第222号	改正 令和 2年9月30日 国自旅第222号
改正 令和 3年4月 1日 国自旅第520号	改正 令和 3年4月 1日 国自旅第520号
改正 令和 4年4月27日 国自旅第 40号	改正 令和 4年4月27日 国自旅第 40号
改正 令和 5年7月19日 国自旅第100号	改正 令和 5年7月19日 国自旅第100号
改正 令和 5年8月17日 国自旅第139号	改正 令和 5年8月17日 国自旅第139号
改正 令和 6年6月19日 国自旅第104号	改正 令和 6年6月19日 国自旅第104号
改正 令和 7年4月21日 国自旅第 26号	改正 令和 7年4月21日 国自旅第 26号
改正 令和 8年4月24日 国自旅第 20号	
<p>地域における受入環境整備促進事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領」（令和8年4月16日国自旅第5号他。以下「交付要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</p> <p>1. 補助対象事業者について 「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱」（令和8年4月16日国自旅第5号他。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。</p>	<p>地域における受入環境整備促進事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領」（令和7年3月31日国自旅第347号他。以下「交付要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</p> <p>1. 補助対象事業者について 「地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱」（令和7年3月31日国自旅第346号他。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。</p>

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満	: 1, 340万円
7m以上9m未満	: 1, 540万円
9m以上	: 1, 880万円

(削除)

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

2. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満	: 1, 340万円
7m以上9m未満	: 1, 540万円
9m以上	: 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表2に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ただし、寒冷地仕様のノンステップバスにおいては、1両あたりの補助限度額160万円とする。

また、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車には1両当たりの補助限度額140万円については、適用しないものとする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した基準値引率は15.35%とする。

ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の補助対象経費の算定には、基準値引率は適用しないものとする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、交付要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・ 運賃箱
- ・ 両替機
- ・ 整理券発行機
- ・ カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・ 運賃表示器
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器

ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車および燃料電池自動車には1両当たりの補助限度額140万円については、適用しないものとする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した基準値引率は12.48%とする。

ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車および燃料電池自動車の補助対象経費の算定には、基準値引率は適用しないものとする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、交付要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・ 運賃箱
- ・ 両替機
- ・ 整理券発行機
- ・ カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・ 運賃表示器
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器

- ・放送装置
- ・集中操作盤
- ・バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・乗降中表示灯
- ・通路セフティランプ
- ・間接確認装置
- ・急停車注意灯
- ・ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・側・後窓着色ガラス
- ・100V コンセント又は USB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】 タクシー車両関係

(1) ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額（レベル1は60万円、レベル準1は40万円）を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

(2) ジャンボタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするジャンボタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、

- ・放送装置
- ・集中操作盤
- ・バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・乗降中表示灯
- ・通路セフティランプ
- ・間接確認装置
- ・急停車注意灯
- ・ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・側・後窓着色ガラス
- ・100V コンセント又は USB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】 タクシー車両関係

(3) ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額（レベル1は60万円、レベル準1は40万円）を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

(4) ジャンボタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとするジャンボタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額60万円を比較し、

いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

【1】令和7年度補正予算を財源とする補助事業については、令和8年4月16日以降に着手（発注・契約）されたものを交付決定の対象とする。よって、令和8年4月16日より前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H30.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施しているもの。

※上記イ）、ロ）の条件は、原則として交付申請時までには充足する必要がある（ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること）。補助金の交付申請をする者は、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

【1】令和6年度補正予算を財源とする補助事業については、令和7年3月31日以降に着手（発注・契約）されたものを交付決定の対象とする。令和7年度予算を財源とする補助事業については、交付決定後に着手されるものを交付決定の対象とする。よって、それぞれについて、指定した時点より前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H30.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施しているもの。

※上記イ）、ロ）の条件は、原則として交付申請時までには充足する必要がある（ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること）。補助金の交付申請をする者は、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。